



発行 新潟県

第 17 号

平成31年3月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 184 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 185 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 186 知事指定薬物の指定の失効（医務薬事課）
- 187 海岸保全区域の変更（漁港課）
- 188 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 189 換地処分（農地整備課）
- 190 道路の区域変更（道路管理課）
- 191 道路の供用開始（道路管理課）
- 192 道路の区域変更（道路管理課）
- 193 道路の供用開始（道路管理課）
- 194 道路の区域変更（道路管理課）
- 195 道路の供用開始（道路管理課）
- 196 道路の区域変更（道路管理課）
- 197 道路の供用開始（道路管理課）
- 198 道路の区域変更（道路管理課）
- 199 道路の供用開始（道路管理課）
- 200 道路の区域変更（道路管理課）
- 201 道路の供用開始（道路管理課）
- 202 海岸保全区域の変更（河川管理課）
- 203 海岸保全区域の変更（河川管理課）
- 204 都市計画の変更（都市政策課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 平成31年度前期技能検定の実施（職業能力開発課）

病院局管理規程

- 2 新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部改正（病院局経営企画課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 18 個人演説会等を開催することのできる施設の異動及び指定取消報告（選挙管理委員会）

人事委員会公告

- 平成31（2019）年度新潟県警察官A（大学卒業者）採用試験の実施（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第184号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成31年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
有限会社 エム・ケイ・メディカル	小千谷市城内4丁目1番38号	エム・ケイ薬局 よっかまち店	三条市西四日町1丁目3番15号	居宅療養管理指導	H31. 1. 7
有限会社 エム・ケイ・メディカル	小千谷市城内4丁目1番38号	エム・ケイ薬局 よっかまち店	三条市西四日町1丁目3番15号	介護予防居宅療養管理指導	H31. 1. 7

◎新潟県告示第185号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
有限会社 北新	新潟市中央区川端町5丁目27番地1	北新調剤薬局 吉田店	燕市吉田3749	居宅療養管理指導	H31. 1. 31
有限会社 北新	新潟市中央区川端町5丁目27番地1	北新調剤薬局 吉田店	燕市吉田3749	介護予防居宅療養管理指導	H31. 1. 31
社会福祉法人 二王子会	新発田市大手町4丁目5番29号	デイサービスセンター と・も・だ・ち	胎内市西本町11番11号	通所介護	H31. 3. 31
社会福祉法人 二王子会	新発田市大手町4丁目5番29号	デイサービスセンター と・も・だ・ち	胎内市西本町11番11号	介護予防通所介護	H31. 3. 31

◎新潟県告示第186号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-(2-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド(通称名: Ortho-fluorofentanyl、2-Fluorofentanyl、o-fluorofentanyl)及びその塩類
- (2) N-(4-メトキシフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]ブタンアミド(通称名: p-Methoxybutyrylfentanyl、Paramethoxybutyrylfentanyl、4-Methoxybutyrfentanyl、4-MeO-BF)及びその塩類
- (3) N-エチル-1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン(通称名: 2-FEA、2-fluoroethamphetamine)及びその塩類

(4) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -1- (シクロヘキシルメチル) -1 H-インドール-3-カルボキサミド (通称名: ADB-CHEMICA) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成31年3月1日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第187号

海岸法 (昭和31年法律第101号) 第3条第1項の規定による海岸保全区域の指定 (昭和57年5月21日新潟県告示第1477号) を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県農林水産部漁港課において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

海岸の名称			指定区域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	
新潟沿岸	間瀬漁港海岸	間瀬地区海岸	基点1 西蒲原郡岩室村大字間瀬4354番地に設置された標柱 基点2 基点1から真北9度440メートルの点 基点3 基点2から真北345度222メートルの点 基点4 基点3から真北13度38メートルの点 基点5 基点4から真北39度30分362メートルの点 補助点1の1 基点1から真北292度212メートルの点 補助点2の1 基点2から真北276度13メートルの点 補助点2の2 基点2から真北268度15メートルの点 補助点2の3 基点2から真北275度136メートルの点 補助点2の4 基点2から真北276度136メートルの点 補助点2の5 基点2から真北276度140メートルの点 補助点2の6 基点2から真北274度140メートルの点 補助点2の7 基点2から真北271度215メートルの点 補助点3の1 基点3から真北278度186メートルの点 補助点5の1 基点5から真北271度305メートルの点 基点1から主要地方道新潟・寺泊・柏崎線の海側線に沿い基点2に至る線、基点2、補助点2の1から補助点2の7まで及び1の1を順次結んだ線、並びに補助点1の1から漁港区域の円弧に沿い基点1に至る線に囲まれた区域 並びに基点3、4及び5を順次結んだ線、基点5から漁港区域の円弧に沿い補助点5の1に至る線、補助点5の1、3の1及び基点3を順次結んだ線に囲まれた区域

◎新潟県告示第188号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の4第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営房ヶ沢ため池地区農用地保全施設整備 (ため池等整備「地震対策ため池防災」) 事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成31年3月4日から平成31年4月1日まで

3 縦覧に供する場所

魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第189号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、長岡市を地域とする県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業中之島南部地区に係る換地処分をした。

平成31年3月1日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第190号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花角 英世

1 道路の種類 県道

2 路線名 上山田山辺里線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市日下字前田1291番から	新	5.5~16.6メートル	621.8メートル
同市日下字田中987番3まで	旧	5.5~14.5メートル	624.0メートル

◎新潟県告示第191号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花角 英世

1 路線名 県道 上山田山辺里線

2 供用開始の区間

村上市日下字前田1291番から同市日下字田中987番3まで

3 供用開始の期日 平成31年3月1日

◎新潟県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 竹沢塩谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市大字塩谷字十二脇1251番1から	新	21.4～32.6メートル	52.8メートル
同市大字塩谷字十二脇1251番1まで	旧	21.4～27.0メートル	52.8メートル

◎新潟県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 竹沢塩谷線
- 2 供用開始の区間
小千谷市大字塩谷字十二脇1251番1から同市大字塩谷字十二脇1251番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月1日

◎新潟県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南長岡停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市大町字仁平田225番1から	新	16.0～34.6メートル	94.8メートル
同市大町字仁平田236番15まで	旧	16.0～27.0メートル	94.8メートル

◎新潟県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 南長岡停車場線
- 2 供用開始の区間
長岡市大町字仁平田225番1から同市大町字仁平田236番15まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月1日

◎新潟県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市白羽毛字薮沢辰703番1から	新	7.8～25.0メートル	144.6メートル
同市白羽毛字中通辰727番1まで	旧	7.8～19.4メートル	144.6メートル

◎新潟県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間
十日町市白羽毛字薮沢辰703番1から同市白羽毛字中通辰727番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月1日

◎新潟県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市松代田沢字栗松沢155番4から 同市松代田沢字栗松沢160番1まで	新	18.3～85.8メートル	147.5メートル

	旧	18.3～39.0メートル	147.5メートル
--	---	---------------	-----------

◎新潟県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 253号
- 2 供用開始の区間
十日町市松代田沢字栗松沢155番4から同市松代田沢字栗松沢160番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月1日

◎新潟県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市上野乙217番4から	新	6.7～51.0メートル	241.2メートル
同市三領712番1まで	旧	6.7～51.0メートル	242.8メートル

◎新潟県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間
十日町市上野乙217番4から同市三領712番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月1日

◎新潟県告示第202号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域の指定（平成2年7月20日新潟県告示第2023号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 海岸名 山北海岸 寒川地区海岸
- 2 指定区域

地点0～13を順次に結んだ線、地点13と13' - 1を結んだ線、地点13' - 1と13' - 2を結んだ線、地点13' - 2と13' - 3を結んだ線、地点13' - 3と13' - 4を結んだ線、地点13' - 4と0' - 1を結んだ線、地点0' - 1～0' - 2を順次に結んだ線及び地点0' - 2と0を結んだ線に囲まれた区域

3 指定年月日 平成31年3月1日

番号	地 点	標 杭	番 号	地 点		
				起 点	方向角	距離 (m)
0	村上市寒川字浜山	NO. 0	NO. 0' - 1	NO. 0	295-00	158.490
0	〃	NO. 0	NO. 0' - 2	NO. 0	289-06	110.000
1	〃	NO. 1	NO. 1'	NO. 1	325-44	170.270
2	〃	NO. 2	NO. 2'	NO. 2	323-01	184.430
3	〃	NO. 3	NO. 3'	NO. 3	315-24	185.690
4	〃	NO. 4	NO. 4'	NO. 4	309-53	186.250
5	〃	NO. 5	NO. 5'	NO. 5	306-15	183.430
6	村上市寒川字浜山125-109	NO. 6	NO. 6'	NO. 6	303-02	182.280
7	村上市寒川字浜山	NO. 7	NO. 7'	NO. 7	296-50	178.710
8	〃	NO. 8	NO. 8'	NO. 8	306-36	160.400
9	〃	NO. 9	NO. 9'	NO. 9	312-35	169.940
10	〃	NO. 10	NO. 10'	NO. 10	309-57	172.810
11	〃	NO. 11	NO. 11'	NO. 11	307-43	176.760
12	〃	NO. 12	NO. 12'	NO. 12	311-38	176.590
13	村上市寒川字屋舗438-28	NO. 13	NO. 13' - 1	NO. 13	314-04	33.890
13	〃	NO. 13	NO. 13' - 2	NO. 13	307-25	89.750
13	〃	NO. 13	NO. 13' - 3	NO. 13	293-40	92.580
13	〃	NO. 13	NO. 13' - 4	NO. 13	301-36	205.790
指 定 延 長 1,246.18m						

◎新潟県告示第203号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域の指定（平成17年9月30日新潟県告示第1826号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 海岸名 佐和田海岸 窪田・諏訪町・本町地区海岸
- 2 指定区域

地点-1～-2、-2'～-1'を順次結んだ線及び地点-1と-1'を結んだ線に囲まれた区域。

地点0-1、1-1～1-2、2-1～2-2、3-1、4-1～4-3、5-1～5-3、6-1、7-1、8-1、9-1～9-2、10-1～10-3、11-1、12-1～12-2、13～23、23-1、24～29、30-1～30-4、31-1～31-2、31'-1、31'～0'を順次結んだ線及び地点0-1と0'を結んだ線に囲まれた区域。

ただし、二級河川荒町川及び石田川の河川区域を除く。

3 指定年月日 平成31年3月1日

番号	地 点	標 杭	番 号	地 点		
				起 点	方向角	距離 (m)
1	佐渡市沢根炭屋町 71-65番地	NO.-2	NO.-2'	NO.-2	176-08-11	79.65
2	〃 71-64番地	NO.-1	NO.-1'	NO.-1	189-21-19	79.92
3	佐渡市窪田 1106-61番地	NO. 0-1	NO. 0'	NO. 0-1	167-23-09	144.17
4	〃 1106-61番地	NO. 1-1	NO. 1'	NO. 1-1	171-35-48	149.36
5	〃 1106-61番地	NO. 1-2				

6	〃	1106-61番地	NO. 2-1	NO. 2'	NO. 2-1	174-16-20	158.17
7	〃	1106-61番地	NO. 2-2				
8	〃	1106-61番地	NO. 3-1	NO. 3'	NO. 3-1	177-04-22	185.89
9	〃	1105-34番地	NO. 4-1	NO. 4'	NO. 4-1	180-56-16	246.39
10	〃	1105-34番地	NO. 4-2				
11	〃	1105-34番地	NO. 4-3				
12	〃	1105-34番地	NO. 5-1	NO. 5'	NO. 5-1	189-18-09	232.79
13	〃	1105-34番地	NO. 5-2				
14	〃	1105-34番地	NO. 5-3				
15	〃	1105-34番地	NO. 6-1	NO. 6'	NO. 6-1	195-50-51	206.27
16	〃	1103-92番地	NO. 7-1	NO. 7'	NO. 7-1	195-03-58	249.19
17	〃	1103-92番地	NO. 8-1	NO. 8'	NO. 8-1	192-07-07	229.51
18	〃	1103-92番地	NO. 9-1	NO. 9'	NO. 9-1	191-49-19	206.22
19	〃	1103-92番地	NO. 9-2				
20	〃	1103-92番地	NO. 10-1	NO. 10'	NO. 10-1	195-08-08	242.23
21	〃	1103-92番地	NO. 10-2				
22	〃	1103-94番地	NO. 10-3				
23	〃	1103-94番地	NO. 11-1	NO. 11'	NO. 11-1	200-26-17	277.48
24	〃	1103-93番地	NO. 12-1	NO. 12'	NO. 12-1	204-29-49	285.81
25	〃	1103-90番地	NO. 12-2				
26	〃	1103-96番地	NO. 13	NO. 13'	NO. 13	208-33-12	293.89
27	〃	1103-60番地先	NO. 14	NO. 14'	NO. 14	211-48-20	293.55
28	〃	1103-67番地先	NO. 15	NO. 15'	NO. 15	212-22-38	294.95
29	〃	1103-57番地先	NO. 16	NO. 16'	NO. 16	211-02-31	295.44
30	〃	1103-66番地先	NO. 17	NO. 17'	NO. 17	207-52-12	288.58
31	〃	1103-66番地先	NO. 18	NO. 18'	NO. 18	205-39-46	294.11
32		佐渡市河原田諏訪町 209番地	NO. 19	NO. 19'	NO. 19	205-16-32	303.25
33	〃	209番地先	NO. 20	NO. 20'	NO. 20	205-34-54	294.87
34	〃	210番地	NO. 21	NO. 21'	NO. 21	206-45-37	293.73
35	〃	210番地	NO. 22	NO. 22'	NO. 22	208-15-42	296.75
36	〃	210番地	NO. 23	NO. 23'	NO. 23	211-11-52	298.73
37	〃	211番地先	NO. 23-1				
38	〃	211番地	NO. 24	NO. 24'	NO. 24	216-21-21	299.45
39	〃	211番地	NO. 25	NO. 25'	NO. 25	219-59-20	296.20
40	〃	211番地	NO. 26	NO. 26'	NO. 26	220-44-33	299.47
41		佐渡市河原田本町 417番地	NO. 27	NO. 27'	NO. 27	220-41-06	302.52
42	〃	418番地	NO. 28	NO. 28'	NO. 28	223-08-19	303.93
43	〃	419番地	NO. 29	NO. 29'	NO. 29	226-06-28	304.31
44	〃	420番地	NO. 30-1	NO. 30'	NO. 30-1	224-45-54	298.45
45	〃	420番地	NO. 30-2				
46	〃	416-5番地	NO. 30-3				
47	〃	422番地	NO. 30-4				
48	〃	422番地	NO. 31-1	NO. 31'	NO. 31-1	199-11-11	329.75
49	〃	422番地	NO. 31-2	NO. 31' - 1	NO. 31-2	199-11-11	331.96
指定延長 3,170.99m							

◎新潟県告示第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 小千谷都市計画道路
- 2 名称 3・5・8号 木津小千谷停車場線

公 告

予算の公表について（公告）

平成31年2月21日新潟県議会において議決された平成30年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成31年3月1日

新潟県知事 花角 英世

平成30年度新潟県一般会計補正予算

平成30年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,543,454千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,298,173,702千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金	5,273,833	2,355,896	7,629,729	千円
	第2項 負担金	1,574,019	863,709	2,437,728	
		3,699,814	1,492,187	5,192,001	
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金	144,579,802	23,345,089	167,924,891	
	第2項 国庫補助金	28,495,161	23,590	28,518,751	
		113,853,806	23,321,499	137,175,305	
第13款 諸収入	第5項 受託事業収入	149,166,649	76,169	149,242,818	
	第6項 収益事業収入	7,037,852	76,503	7,114,355	
		3,733,246	△ 334	3,732,912	
第14款 県債	第1項 県債	269,849,000	23,314,000	293,163,000	
		269,849,000	23,314,000	293,163,000	
第15款 繰越金	第1項 繰越金	797,793	452,300	1,250,093	
		797,793	452,300	1,250,093	
歳 入	合 計	1,248,630,248	49,543,454	1,298,173,702	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第2款 総務費		千円 29,462,327	千円 10,000	千円 29,472,327	
	第1項 政策費	4,111,485	10,000	4,121,485	
第3款 県民生活・環境費		9,387,005	270,000	9,657,005	
	第2項 防災費	3,485,279	270,000	3,755,279	
第4款 福祉保健費		165,983,564	517,606	166,501,170	
	第3項 医療事務費	6,758,423	412,441	7,170,864	
	第5項 高齢福祉保健費	39,967,051	13,500	39,980,551	
	第9項 児童家庭費	2,529,174	91,665	2,620,839	
第6款 産業費		132,088,522	99,360	132,187,882	
	第2項 産業振興費	1,867,186	99,360	1,966,546	
第7款 農林水産業費		89,913,785	17,066,142	106,979,927	
	第2項 地域農政推進費	9,129,685	311,500	9,441,185	
	第3項 農産園芸費	1,868,920	10,318	1,879,238	
	第7項 水産業費	3,612,808	471,100	4,083,908	
	第8項 林業費	14,353,782	1,176,693	15,530,475	
	第10項 農地整備費	43,860,069	15,061,146	58,921,215	

第8款	土	木	費	第11項	農	地	計	画	費	2,204,653	35,385	2,240,038
				第2項	道	路	橋	り	よ	う	費	178,502,519
				第3項	河	川	海	岸			費	76,119,101
				第4項	砂	防					費	36,529,047
				第5項	都	市	画				費	17,864,465
				第9項	港		湾				費	6,859,985
				第10項	空		港				費	11,412,848
											費	1,060,820
第9款	警	察	費	第2項	警	察	行	政	費	52,222,948	4,422	52,227,370
											費	4,117,234
第11款	災	害	復	第2項	土	木	施	設	災	害	復	旧
			旧								費	13,158,585
			費								費	9,309,360
歳	出	出	計	合計						1,248,630,248	49,543,454	1,298,173,702

第2表 繰越明許費				
款	項	事業名	金額	
第2款 総務費	第1項 行政策費	多文スト文化センター共生施設相談費	10,000	千円
第3款 県民生活・環境費	第2項 防災費	原子力防災対策費	270,000	
第4款 福祉保健費	第3項 医療事務費	原子力災害医療棟整備補助金	412,441	
	第5項 高齢福祉保健費	高齢者福祉施設等防災・減災設備等補助金	13,500	
第6款 産業費	第2項 産業振興費	技術支援センター等備品整備費	99,360	
第7款 農林水産業費	第2項 地域農政推進費	経営構造対策事業助成費	311,500	
	第3項 農産園芸費	農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金	8,293	
	第7項 水産業費	県営水産生産基盤整備事業費	78,000	
		県営水産物供給基盤機能保全事業費	135,000	
		県営漁港施設機能強化事業費	100,000	
		県営漁港海岸保全事業費	158,100	
	第8項 林業費	林道開設事業費	330,200	

林道改良事業助成費	23,800
民有林造林奨励補助金	86,675
合板・製材・集成材国際競争力強化対策補助金	123,418
復旧治山事業費	120,225
緊急予防治山事業費	320,775
予防治山事業費	33,600
地すべり防止事業費	105,000
県営かんがい排水事業費	384,576
県営基幹水利用施設	420,000
県営農地防災排水事業費	616,293
県営灌漑水防除事業費	949,000
県営地すべり対策農地事業費	593,500
県営ため池等整備事業費	1,607,717
県営地盤沈下対策農地事業費	80,000
第10項 農地基盤整備費	

第8款 土木 費	第2項 道路橋りょう 費	第11項 農地計画 費	県営中山間地域総合農地防災事業費	70,000
			県営特定農業用管水路等特別対策事業費	125,000
			県営経営体育成基盤整備事業費	9,134,549
			県営農道整備事業費	40,000
			県営中山間地域対策事業費	375,000
			団体営農業集落排水事業助成費	46,272
			団体営中山間地域所得向上支援事業助成費	107,714
			震災対策農業水利施設点検・調査計画費	134,325
			地籍調査事業費	35,385
			道路改良築費	1,492,146
			災害防除施設費	1,019,309
橋りょう補修費	1,015,790			
舗装道補修費	1,000,000			
雪害対策機械整備費	1,382,412			

	緊急地方道路整備費	4,908,118
	緊急地方道路整備費(街路)	455,700
第3項	河川海岸費	455,700
	河川総合流域防災対策情報基盤等整備費	5,785,500
	河川総合流域防災対策河川機能保全費	4,440,450
	河川総合流域防災対策整備費	456,750
第4項	海岸侵食対策費	392,400
	海岸高潮対策費	316,700
	堰堤改良費	492,442
	通砂防費	793,832
	火山砂防費	88,400
	砂防総合流域防災対策整備費	365,040
	地すべり対策費	698,880
	急傾斜地崩壊対策費	185,120

第9款 警 察 費	第5項 都 市 計 画 費	公 園 整 備 費	482,124
	第9項 港 灣 費	港 灣 改 修 費	700,000
		港 灣 施 設 改 良 統 合 補 助 事 業 費	71,000
		港 灣 海 岸 保 全 費	300,000
第2項 警 察 行 政 費	交 通 安 全 施 設 整 備 費		4,422
合 計	計		44,761,453

第3表 債務負担行為補正 1 追加								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	原菅水産物供給基盤機能保全事業工事請負契約	平成	31	年	度	255,000	千円	
	市町村営漁港施設機能強化事業補助金交付決定	平成	31	年	度	60,000	千円	
	原菅漁港災害復旧工事請負契約	平成	31	年	度	310,000	千円	
	復旧治山事業工事請負契約	平成	31	年	度	104,000	千円	
	緊急予防治山事業工事請負契約	平成	31	年	度	116,000	千円	
	防災林造成事業工事請負契約	平成	31	年	度	194,000	千円	
	奥地保安林保全緊急対策事業工事請負契約	平成	31	年	度	102,000	千円	
	地すべり防止事業工事請負契約	平成	31	年	度	335,000	千円	
	山地災害重点地域総合対策事業工事請負契約	平成	31	年	度	37,000	千円	
	復旧治山工事調査委託契約	平成	31	年	度	11,000	千円	
	緊急予防治山工事調査委託契約	平成	31	年	度	8,000	千円	

防災林造成工事調査委託契約	平成31年度	6,000千円
奥地保安林保全緊急対策工事調査委託契約	平成31年度	25,000千円
地すべり防止工事調査委託契約	平成31年度	32,000千円
山地災害重点地域総合対策工事調査委託契約	平成31年度	3,000千円
建設関係災害復旧工事請負契約	平成31年度	400,000千円
港湾改修工事請負契約	平成31年度	700,000千円

起債の目的		補			正			後		
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法	
道路事業費	千円 11,212,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めためるに必要金額を限度額に加算した金額とする。)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	年9パーセント以内	補正前に同じ	千円 15,344,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	
河川事業費	8,795,000									
海岸事業費	593,000									
砂防事業費	6,393,000									
公園事業費	752,000									
港湾事業費	5,366,000									
空港事業費	304,000									
漁港事業費	553,000									
林道事業費	587,000									
治山事業費	3,509,000									
農地事業費	9,539,000									

災害復旧事業費	4,239,000				4,254,000	
地方道路等整備事業費	18,367,000				21,717,000	
合併特例事業費	2,094,000				2,175,000	
交通安全施設整備事業費	559,000				561,000	
行政改革推進債	9,076,000				9,229,000	
合 計	269,849,000				293,163,000	

平成30年度新潟県有林事業特別会計補正予算

平成30年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,098千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,646千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	千円 155,548	千円 24,098	千円 179,646
	第2項 財産収入	24,789	23,625	48,414
		22,197	473	22,670
歳入	合計	155,548	24,098	179,646

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款	林事業費		千円 154,548	千円 24,098	千円 178,646
		第1項 事業費	64,424	24,098	88,522
歳	出	合 計	155,548	24,098	179,646

第2表 繰越明許費				
款	項	名	金	額
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費		千円 8,288
		第3次県行造林費		15,810
合	計			24,098

平成30年度新潟県電気事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成30年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的支出)

第2条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,913,012千円は、次のとおり補てんするものとする。

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	5,657,061	3,225	5,660,286
第1項	建設改良費	2,149,392	3,225	2,152,617

区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補てん財源					消費的 整備費 の 支額
					過年度 留保 益金 千円	当年度 留保 益金 千円	減積 金 千円	建設改良 積立金 千円	地域振興 積立金 千円	
第1項	建設改良費	2,152,617	1,182,002	970,615	539,307	13,117		259,600		158,591
第2項	企業償還金	1,853,877	412,484	1,441,393	1,320,393		121,000			
第3項	投資	14		14	14					
第4項	他会計繰出金	1,500,000		1,500,000					1,500,000	
第5項	受託工事費	152,778	152,778							
第6項	雑支出	1,000	10	990	990					
	計	5,660,286	1,747,274	3,913,012	1,860,704	13,117	121,000	259,600	1,500,000	158,591

平成30年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成30年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額333,166千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	千円 595,590	千円 22,500	千円 618,090
第5項	国庫補助金		22,500	22,500

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	千円 892,511	千円 58,745	千円 951,256
第1項	建設改良費	718,699	58,745	777,444

区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補て入財源			
					減積	償立金	建設改良 積立金	過損留保 年度勘定 資金
第1項	建設改良費	千円 777,444	千円 618,090	千円 159,354	千円 67,283	千円 49,148	千円 42,923	千円 858
第2項	企業債償還金	173,812		173,812	40,000	132,954		
	計	951,256	618,090	333,166	67,283	182,102	43,781	

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等一式（その2）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成31年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等一式（その2）の借上げ

なお、新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等一式（その2）とは、次に掲げる機器をいう。

パーソナルコンピュータ 657台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年7月31日（水）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成31年3月1日（金）から平成31年3月15日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成31年4月18日（木）午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成31年3月1日（金）以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成31年4月4日（木） 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

- ウ 提出方法 本人（法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。
エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成31年4月11日（木） 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げる新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等一式（その2）の1か月当たりの賃貸借料をいう。）に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。以下同じ。）に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等一式（その2）の1か月当たりの賃貸借料をいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 入札の成立条件

本件の入札については、当該調達に係る平成31年度予算が成立することが条件であること。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(3) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(4) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System Personal Computers

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. 18, April, 2019

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, contact:

Information Management Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

平成31年度前期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花角英世

1 実施する検定職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾、造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理、粉末冶金（成形・再圧縮に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、布はく縫製（ワイシャツ製造に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、

石材施工（石張りに係るものに限る。）、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、セメント系防水工事、シーリング防水工事、FRP防水工事及び改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及びフラワー装飾

(2) 3級

園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査（学科に係るものに限る。）、電子機器組立て、建築大工（学科に係るものに限る。）、左官、ブロック建築、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾

(3) 等級を区分しないもの（単一等級）

路面標示施工

2 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(ア) 1級及び単一等級

検定職種	受検手数料	
	一般	在校生
園芸装飾、造園、鋳造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾、路面標示施工	17,000円	11,300円
婦人子供服製造	14,100円	9,400円

(イ) 2級及び3級

検定職種	受検手数料			
	35歳以上		35歳未満	
	一般	在校生	一般	在校生

園芸装飾、造園、鋳造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾	17,000円	11,300円	8,000円	2,900円
婦人子供服製造	14,100円	9,400円	5,100円	2,900円

注 (ア)及び(イ)において「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

注 (イ)においての「35歳未満」とは、平成31年（2019年）4月1日現在において35歳に達していない者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

イ 実施期日

平成31年（2019年）6月7日（金）から平成31年（2019年）9月10日（火）までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成31年（2019年）5月31日（金）に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検定職種	実施期日
3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾	平成31年（2019年） 7月14日（日）
1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、布はく縫製、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、塗装	平成31年（2019年） 8月25日（日）
1級及び2級 粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ	平成31年（2019年） 9月1日（日）

<p>1 級及び2 級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 単一等級 路面標示施工</p>	<p>平成31年(2019年) 9月8日(日)</p>
---	---------------------------------

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
- ウ 受検手数料
- エ 本人確認書類

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会
所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2(新潟県公社総合ビル4階)
電話 025-283-2155

(3) 受付期間

平成31年(2019年)4月3日(水)から平成31年(2019年)4月16日(火)まで

(4) 受検申請に関する注意

- ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。
- イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。
- ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、郵送による申請は、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。
- エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 受検手数料の納入方法

実技試験の受検手数料の額(前記3の(1)のアに定められた額)及び学科試験の受検手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る受検手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

3級に係るものについては平成31年(2019年)8月30日(金)に、その他の等級に係るものについては平成31年(2019年)10月4日(金)に県庁1階の広報展示室前の掲示板、県立テクノスクールの掲示板及び新潟県ホームページに技能検定合格者の受検番号を掲示する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会(電話:025-283-2155)又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課(電話:025-280-5263)へ問い合わせること。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成31年3月1日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 物品等 <u>特例政令第2条第3号</u>に規定する物品等をいう。</p> <p>(4) 特定役務 <u>特例政令第2条第4号</u>に規定する特定役務をいう。</p> <p>(5) 一連の調達契約 <u>特例政令第2条第6号</u>に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 物品等 <u>特例政令第2条第2号</u>に規定する物品等をいう。</p> <p>(4) 特定役務 <u>特例政令第2条第3号</u>に規定する特定役務をいう。</p> <p>(5) 一連の調達契約 <u>特例政令第2条第5号</u>に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(6) (略)</p>

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、病棟・外来用ベッド等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年3月1日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
病棟・外来用ベッド等 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成31年8月30日（金）
ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。
- (4) 納入場所
新潟県立加茂病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-1397
新潟県加茂市青海町1丁目9番1号
新潟県立加茂病院経営課
電話番号 0256-52-0701

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成31年3月8日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年3月15日(金)午後1時30分
新潟県立加茂病院講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、産業廃棄物（感染性廃棄物）の処分業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年3月1日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の件名及び数量

産業廃棄物（感染性廃棄物）の処分業務委託 年間2,341,000リットル（予定）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係法令等に基づき、当該業務を実施するために必要な許可を受けている者であること。

(6) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

(7) 新潟県内で中間処理を行うこと。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

(9) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書の提出期限

平成31年3月15日（金）午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年3月20日（水）午前9時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階ネットワーク室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196

条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成31年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ナースコール設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年3月1日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の件名

ナースコール設備保守点検業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

- (6) 当院設置のナースコール設備を取り扱え、新潟県内で平成28年度以降に許可病床数200床以上の病院におけるナースコール保守点検の履行実績を有していること。
- (7) ナースコール設備部品の取扱い業者とする。
- (8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。
- (9) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2314

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加資格確認書の提出期限
平成31年3月15日(金)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年3月22日(金)午前11時30分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階 研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成31年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、医療ガス設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年3月1日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の件名

医療ガス設備保守点検業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 医療法施行規則第9条の13で定める基準に適合した者であること。

(6) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(7) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書の提出期限

平成31年3月15日(金)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年3月20日(水)午前11時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階 ネットワーク室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に

該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成31年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、自動扉保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年 3 月 1 日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の件名

自動扉保守点検業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 当院設置の自動ドア設備を取り扱え、新潟県内で平成28年以降に許可病床数200床以上の病院における自動ドア保守点検の履行実績があること。

(7) 自動ドア設備部品の取扱い業者とする。

- (8) 本業務に従事する作業者については、厚生労働大臣認定の1級又は2級自動ドア施工技能士の資格を有すること。
- (9) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。
- (10) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2314

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加資格確認書の提出期限
平成31年3月15日(金)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

- 平成31年3月22日(金)午前11時00分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階 研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成31年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

◎新潟県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、十日町市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成31年3月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
十日町市総合体育館	十日町市西本町一丁目365番地14 (旧十日町市寅甲415番地1)	競技場	1,769.91	平成31年2月1日
東部会館	十日町市川原町838番地 (旧十日町市辰甲838番地)	大会議室 中会議室	75.35 33.12	平成31年2月1日
西部会館	十日町市稲荷町4丁目398番地6 (旧十日町市丑398番地6)	大会議室 中会議室	69.97 33.12	平成31年2月1日
十日町市就業改善センター	十日町市北鑑坂867番地8 (旧十日町市北鑑坂867番地1)	大会議室 講堂	60.48 106.96	平成31年2月1日
高山コミュニティセンター	十日町市春日町一丁目22番地2 (十日町市錦町2丁目57番地)	大会議室 中会議室	97.80 (旧119.70) 44.94 (旧55.40)	平成31年2月1日
サンクロス十日町 (旧十日町市総合福祉センター)	十日町市本町六の一丁目320番地10 (十日町市卯320番地39)	多目的ホール 視聴覚室 サークルルーム1	177.66 77.22 62.37	平成31年2月1日
十日町情報館	十日町市稲荷町二丁目1番地1 (旧十日町市寅甲508番地)	視聴覚ホール	200.30	平成31年2月1日
十日町市中里体育館	十日町市田中口316番地1 (旧十日町市田中ろ354番地)	体育館	1,435.00 (旧1,701.32)	平成31年2月1日
下布川地区コミュニティセンター	十日町市松之山坪野字板窪348番地1 (旧十日町市坪野字板窪348番地1)	大会議室	83.43	平成31年2月1日

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
十日町市市民体育館	十日町市辰甲808番地	競技場	1,132.00	平成31年2月1日
大けやきの宿	十日町市赤谷癸500番地	集会室	113.00	平成31年2月1日
十日町市中里総合センター(公)	十日町市上山己3116番地	大会議室	272.16	平成31年2月1日
十日町市高道山体育館	十日町市白羽毛辰697番地	体育館	346.00	平成31年2月1日
十日町市犬伏集落開発センター	十日町市犬伏534番地	集会室	60.00	平成31年2月1日
十日町市田野倉多目的集会施設	十日町市田野倉1389番地	集会室	60.00	平成31年2月1日
蒲生生活改善センター	十日町市蒲生2037番地1	集会室	60.00	平成31年2月1日
十日町市峠体験交流施設開発センター	十日町市峠729番地	集会室	48.00	平成31年2月1日
十日町市松代下山集落開発センター	十日町市松代下山1335番地	集会室	45.00	平成31年2月1日
浦田克雪管理センター	十日町市浦田字大野2796番地1	集会室	65.47	平成31年2月1日

人事委員会公告

平成31(2019)年度新潟県警察官A(大学卒業者)採用試験(第1回)の実施について(公告)

次のとおり新潟県警察官(巡査)の採用試験を行う。

平成31年3月1日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

1 試験職種・採用予定人員・受験資格

試験職種	採用予定人員		受験資格
男性警察官A	73人程度		平成元年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成32(2020)年3月31日までに卒業する見込みの人 イ 新潟県人事委員会がアと同等と認める人
女性警察官A	4人程度		
男性警察官A(武道)	柔道	1人程度	男性警察官Aの受験資格に該当し、かつ、段位が2段以上の人で、全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はこれらに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた人
	剣道	1人程度	男性警察官Aの受験資格に該当し、かつ、段位が3段以上の人で、全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はこれらに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた人
女性警察官A(武道)	柔道	1人程度	女性警察官Aの受験資格に該当し、かつ、段位が2段以上の人で、全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はこれらに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた人
	剣道	1人程度	女性警察官Aの受験資格に該当し、かつ、段位が3段以上の人で、全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はこれらに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた人

男性警察官A採用試験の第1次試験は、新潟県が東京都（警視庁）と共同で実施するもので、申込みの際に志望先として新潟県、東京都（警視庁）のいずれかを選択できる。ただし、東京都（警視庁）を第1志望とした場合は、新潟県を第2志望とすることはできない。女性警察官A、男性警察官A（武道）、女性警察官A（武道）を受験する人は、東京都（警視庁）を志望することはできない。

2 職務内容

個人の生命・身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

3 欠格条項

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験日時・会場

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した人について行う。

区分	日時	試験会場
第1次試験	平成31（2019）年5月12日 受付時間 午前8時30分から 午前9時30分まで	男性警察官A・女性警察官A 新潟国際情報大学 (新潟市西区みずき野3丁目1番1号)
		男性警察官A（武道）・女性警察官A（武道） 新潟県警察学校 (新潟市西区小新西2丁目21番1号)
第2次試験 (新潟県の場合)	平成31（2019）年6月1日（予定） 及び6月24日から7月17日（予定） までのうち指定する日時	新潟大学五十嵐キャンパス（予定） (新潟市西区五十嵐2の町8050番地) 新潟県庁（予定） (新潟市中央区新光町4番地1） 日時、試験会場は第1次試験の合格者に通知する。

5 試験の方法

(1) 第1次試験

試験種目	内容
教養試験	一般的な知識及び知能について、大学卒業程度で択一式による筆記試験を行う。
体力検査Ⅰ（武道を除く。）	職務に必要な体力を有するかどうかを検査（腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び）する。
実技試験（武道のみ）	武道（柔道又は剣道）の技術及び技能について、実技試験を行う。

(2) 第2次試験

試験種目	内容
論文試験	課題の理解力、表現力、文章構成力等について筆記試験を行う。
体力検査Ⅱ	職務に必要な体力を有するかどうかを検査（20メートルシャトルラン）する。
面接試験	積極性、信頼性、社会性等について面接試験を行う。
適性検査	職務遂行上必要な適性等について検査を行う。面接試験の参考とする。
身体検査	通常の職務遂行に支障を来すおそれのある疾病等の有無について検査を行う。なお、検査には以下の基準がある。

○身体基準

項目	基準（男女共通）
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	職務遂行上支障がないこと。
聴力	職務遂行上支障がないこと。
関節等	職務遂行上支障がないこと。

(3) その他

受験資格の有無、受験申込内容の真否について調査する。

6 試験の配点・基準

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験（適性検査を除く。）にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、一つでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	種目	配点	基準	
第1次試験	教養試験	50点	正答率3割5分以上 ※基準は目安であり、引き下げる場合がある。	
	体力検査Ⅰ (武道を除く。)	腕立て伏せ	適否	10点
		反復横跳び		10点
		立ち幅跳び		10点
実技試験(武道のみ)	50点	30点以上		
第2次試験	面接試験	130点	50点以上	
	論文試験	30点	12点以上	
	体力検査Ⅱ	20メートルシャトルラン	適否	男性32回以上
	女性19回以上			
身体検査	基準内	身体基準のとおり		

○体力検査Ⅰの点数の目安

検査種目	記録		点数
	男性	女性	
腕立て伏せ	15回	5回	5点
反復横跳び	41回	36回	5点
立ち幅跳び	195cm	143cm	5点

*上記の各種目の記録に対する点数は目安であり、各種目の回数や距離に応じて点数を設定している。基準については男女とも3種目の合計得点が15点以上である。

*体力検査Ⅰ(武道を除く。)・体力検査Ⅱ・実技試験(武道のみ)の記録は、第2次試験における面接試験の参考としても利用する。

7 合格者の発表

区分	日時	方法
第1次試験合格者	平成31(2019)年5月23日午後1時(予定)	県庁の広報展示室(1階)前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に郵送で通知する。
最終合格者	平成31(2019)年8月9日午後1時(予定)	県庁の広報展示室(1階)前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に郵送で結果を通知する。

8 合格から採用まで(新潟県の場合)

- 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、新潟県警察本部長からの請求に応じて推薦され、欠員の状況により順次採用が決定される。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- 平成32(2020)年3月31日までに大学等を卒業する見込みで受験した人については、同時期までに卒業することができなかった場合は採用されない。
- 採用は、原則として平成32(2020)年4月1日であるが、既卒者については欠員の状況により、本人の意向を確認した上で、平成31(2019)年10月1日に採用される場合がある。
- 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。
- 採用後は巡査に任命され、警察学校へ初任科生として入校し、6か月間初任教養を受けた後、新潟県内の各警察署に配置される。

9 給与等(新潟県の場合)

- 採用後の給料は、平成31(2019)年4月1日現在の採用者を例にとると、224,518円(地域手当を含む。)

である。また、職歴等がある場合は一定の基準で加算される。

- (2) 採用後は昇給の制度があり、また、期末手当、勤勉手当及び一定の条件により通勤手当、扶養手当、住居手当等も支給される。
- (3) 職務に必要な制服、制帽、ワイシャツ、ネクタイ、防寒服、雨衣、手袋、靴等が現品で支給される。

10 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、新潟県警察本部警務部警務課、県内の各警察署・交番・駐在所で配布するほか、新潟県警察ホームページからダウンロードすることもできる。

受験案内を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官採用試験請求」と朱書し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8553 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部警務部警務課に請求すること。

(2) 受験申込みの方法

原則として、新潟県警察ホームページから電子申請で申し込むこと。(申請に当たっては、警察官採用案内ページ(https://www.police.pref.niigata.jp/osirase/saiyou/saiyou_kan_top.html)に掲載されている「電子申請入力例」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。)

電子申請で申し込むことができない場合は、県警本部採用係（025-280-0334）まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・電子申請により、平成31（2019）年3月1日から4月11日午後5時15分まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、4月11日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

11 試験に関する事務の委任

次の試験に関する事務を警察本部長に委任する。

- (1) 受験者の募集、申込みの受付
- (2) 教養試験の実施（試験問題の作成・決定及び管理を除く。）
- (3) 第1次試験合格者の決定
- (4) 面接試験の実施
- (5) 論文試験の実施
- (6) 適性検査の実施
- (7) 体力検査Ⅰ・Ⅱの実施
- (8) 実技試験の実施
- (9) 身体検査の実施